

成年後見

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和2年12月1日発行

センターだより

第17号

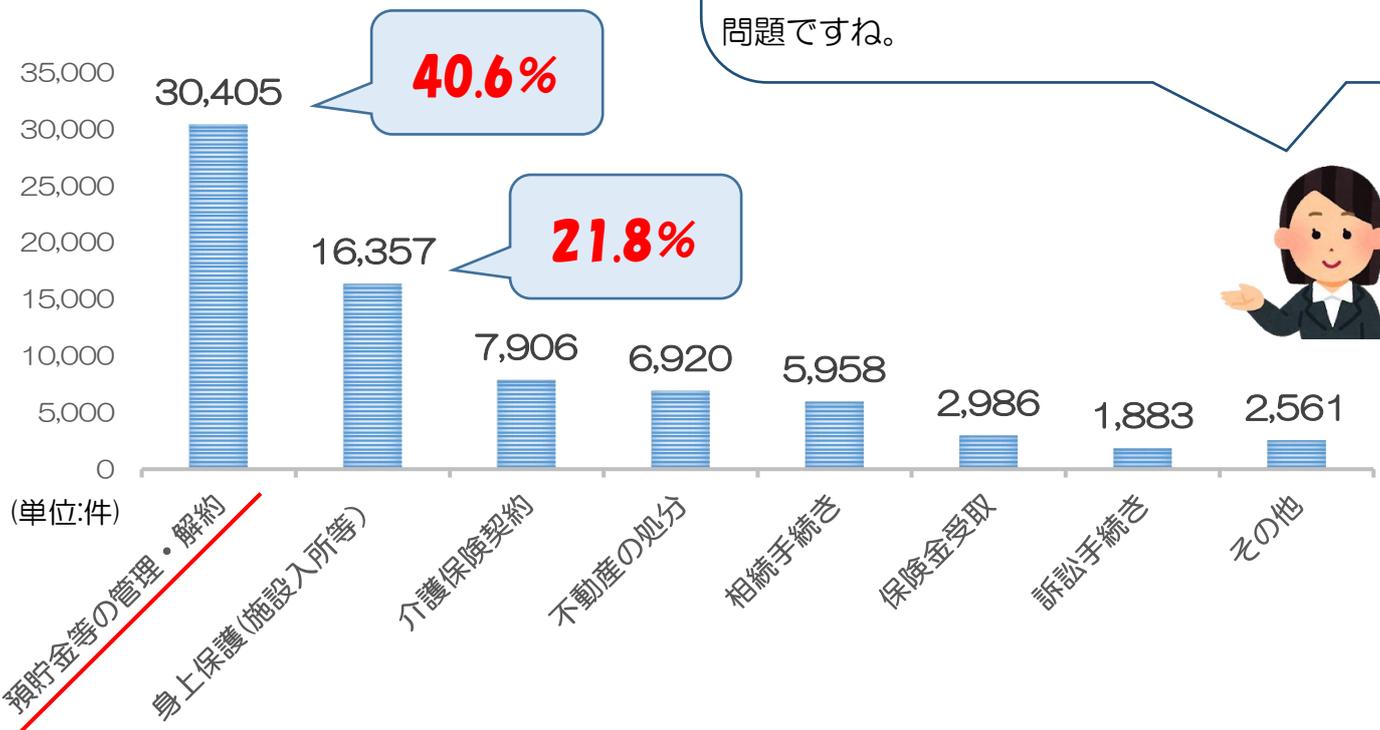
123456...

「数字」で見る 成年後見制度

どういうときに 使いはじめたの？

◆後見等開始申立の動機(全国)

(平成31年1月～令和元年12月)



実際に成年後見制度の申立をしたのは、本人の「預貯金等の管理や解約」のためが40.6%と最多でした。

本人でないと預金を下ろせないことは、本人の財産を守るためですが、判断能力が低下すると自分の預金の払い戻しや解約が難しくなることは切実な問題ですね。



成年後見制度って？

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。成年後見人等が、これらの人の意思を尊重し、その人らしい生活が送れるように、法律面や生活面を支援します。

法定後見制度（すぐに支援が必要な場合）・任意後見制度（将来の判断能力低下に備える場合）の2つの種類があり、家庭裁判所への申立てにより、利用します。

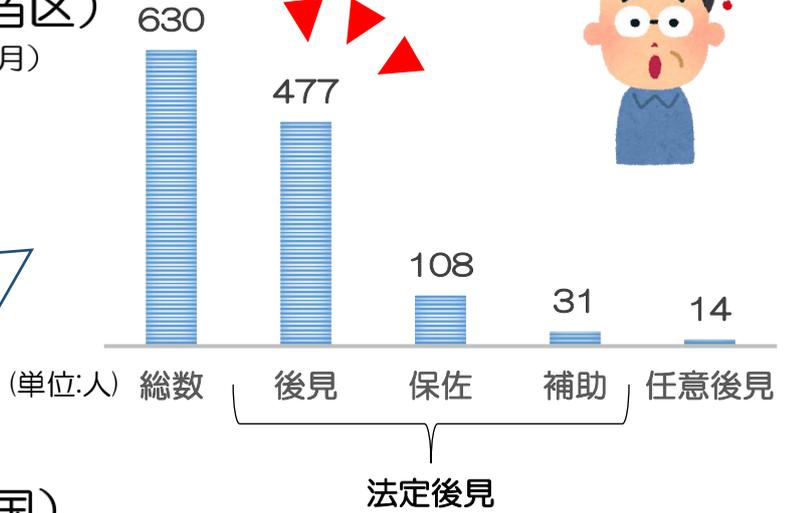
新宿区で何人 使っているの？

◆成年後見制度の利用者数（新宿区）

（平成31年1月～令和元年12月）

新宿区で、**630**人。新宿区民のおよそ**500人に1人**が制度を利用しています。制度の利用率は23区内でほぼ同じです。

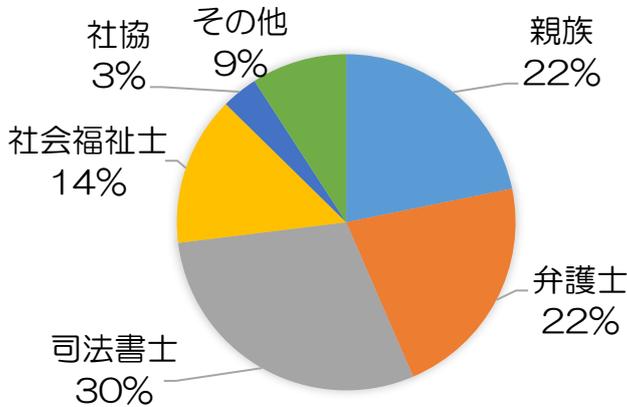
常に判断能力を欠く状態である「後見」の類型の利用者が多数を占めています。



成年後見人は、親族？専門職？

◆成年後見人と本人の関係（全国）

（平成31年1月～令和元年12月）



5人に1人が親族後見人、**3人に2人**が弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職後見人です。

社協や他の法人が成年後見人等になるケースは、全体の**8.3%**。その他に含まれている市民後見人が受任するケースは**296件（0.8%）**あります。



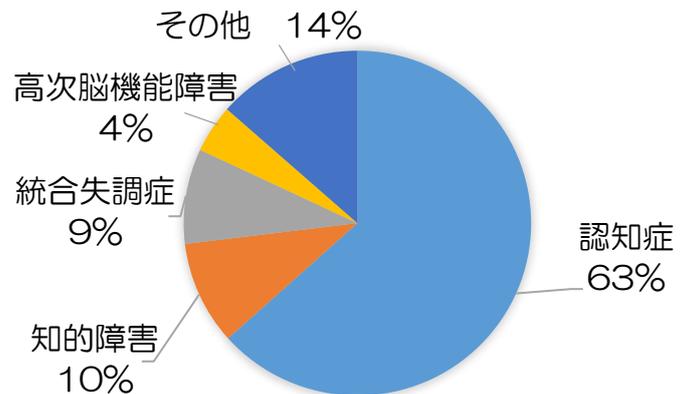
どういう人が利用しているの？

◆成年後見の開始原因別割合（全国）

（平成31年1月～令和元年12月）

認知症が**6割超**、知的障害・統合失調症がそれぞれ**1割程**です。

その他の中には、発達障害、うつ病、アルコール依存症などが含まれます。



いくらかかるの？

成年後見人の報酬は、管理財産額（預貯金及び有価証券等の流動資産の合計額）や、後見業務内容などに基づき、家庭裁判所が決定します。裁判所が後見監督人を選任した場合は、後見監督人の報酬も必要となります。

報酬額は目安です
実際の額はケースごとに家庭裁判所が報酬額を決定します。

<管理財産額>

1千万円以下
1千万超～5千万円
5千万円超

後見人報酬(目安)

2万円(月額)
3～4万円(月額)
5～6万円(月額)

後見監督人報酬(目安)

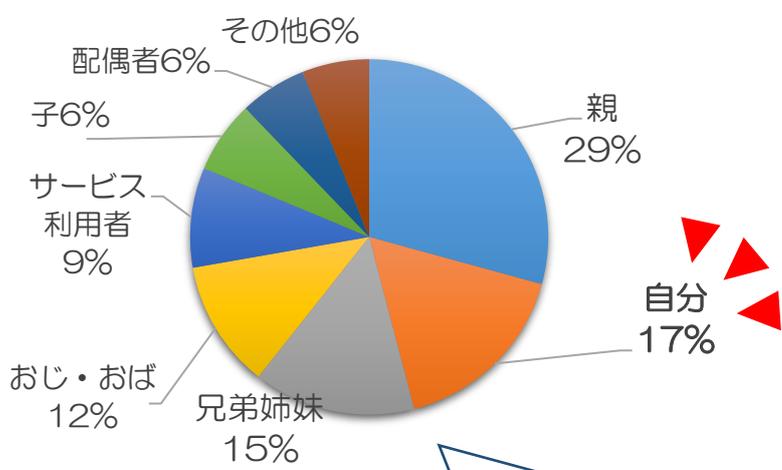
1～2万円(月額)
2.5～3万円(月額)

おしえて!!

専門相談

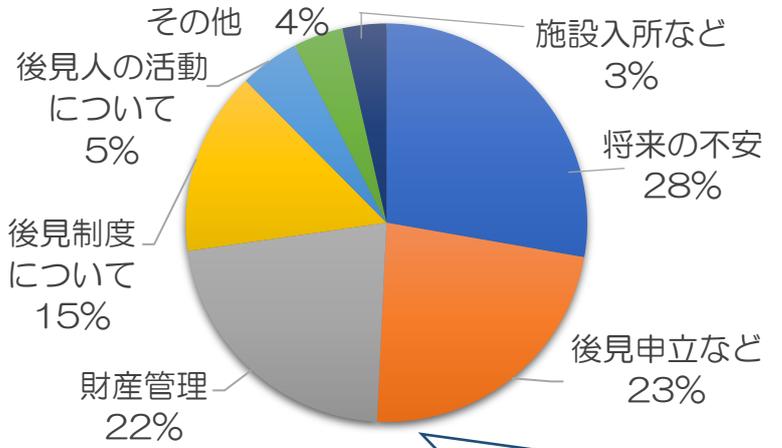
「成年後見制度って難しそう」「でも気になることがある」 そんな時は成年後見センターの無料相談をご利用いただけます。
 成年後見センターでは、専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士)が対応する専門相談と職員が対応する窓口相談を行っています。
 昨年度は、例年と同様、約200件の相談がありました。

誰のことで相談に来ましたか？



身近な両親、兄弟姉妹、おじ・おばのことだけでなく、ご自身のことでの相談も多いです。

相談したきっかけはなんですか？



1番は将来の不安。また、現実の問題に直面し、後見申立・財産管理・後見制度についての相談に来る方も、**6割**に上っています。

専門家への相談は4面をご覧ください。

新宿区在住のOさんの母(認知症あり)は、転倒して骨折し、入院。もともと一人暮らしをしていましたが、退院後はひとり暮らしができず、施設に入ることになりました。Oさんは、施設の費用のためお母さんの定期預金の解約に行きますが…

はじめての専門相談



無事入所

専門相談のご案内

要予約

成年後見センターでは、週3回専門相談を行っています。

「成年後見制度って何?」、「親に後見人が必要か?」、「今すぐ必要ではないけど将来のために聞いておきたい」などのご相談をお受けします。

相談日・相談員

月曜日：司法書士

水曜日：弁護士

金曜日：社会福祉士

時間

①13時～14時

②14時30分～15時30分

ご都合により来所が難しい場合は、相談員がご自宅へ訪問します。まずは下記連絡先へご連絡ください。

お気軽にご相談ください!



法人後見事業 報告

新宿社協が、法人として後見人をしています!

新宿区社会福祉協議会が区民のみなさまの成年後見人等や任意後見人になる法人後見事業は、平成30年4月の開始から**3年目**に入りました。令和2年9月末日時点での受任状況について、ご報告します。

◆新宿社協の受任ケースについて◆

法定後見 ⇒ **6**件受任しています（後見人4件、保佐人2件）※認知症の方5件、知的障害の方1件

任意後見 ⇒ **9**件の任意後見契約を結んでいます。 ※男性3名、女性6名（平均年齢**86**歳）

◆新宿社協による法定後見の特徴◆

- ①個人が成年後見人となるより、複数の担当で関わる法人での後見が適している方
- ②複雑な財産管理の必要がなく、ご本人の生活に対する支援がお手伝いの中心となる方
- ③ご本人の支援をするときに、いくつかの問題があり、地域とのつながりを生かした支援が必要な方



新宿区社会福祉協議会は、これからも本事業を通じて区民のみなさまが安心して暮らせるように、お手伝いしていきます。



新宿区成年後見センターのご案内

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20（新宿区社会福祉協議会内）

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日除く）

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。